

ワンポイント会計基準

vol.299 「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する 上場制度の見直し等について」

2023年11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2024年4月1日に施行され、四半期報告書（第1・第3四半期）が四半期決算短信に「一本化」されることとなりました。

東京証券取引所では、2024年3月28日に有価証券上場規定等の一部改正を実施するとともに、四半期決算短信等の様式の改正内容や作成にあたっての留意事項を取りまとめた「決算短信・四半期決算短信等作成要領等」の改訂（以下、本作成要領等）を公表しています。

今回は、上記の改訂で第1・第3四半期決算短信の開示における変更点について解説します。

1. 第1・第3四半期決算短信の開示内容の変更点

従来の四半期報告書で開示が義務付けられていた事項のうち、投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加し、開示を義務付けています。

具体的には、注記情報として「セグメント情報等の注記」が追加され、これについては新制度における半期報告書と同水準の情報が義務付けられています。また、添付資料の財務諸表でキャッシュフロー計算書を任意で開示しない場合は「キャッシュ・フローに関する注記」を記載することを義務化し、投資者ニーズを適切に把握し、積極的な開示をすることとしております。（本作成要領等 第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項より）

2. 第1・第3四半期決算短信の開示のタイミング

会計不正や内部統制の不備が判明した場合を除き、速報性の観点等から、監査人によるレビューを一律に義務化はされておられません。そのため、決算短信のサマリー情報において、レビューの有無の記載が義務付けられることとなりました。（本作成要領等 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項より）

また、開示のタイミングに関しては、「決算の内容が定まり次第開示」を求めるとしており、第1、第3四半期決算短信については、各四半期終了後45日以内に開示することを原則としています。「決算の内容が定まった」とは、任意レビューの場合は、「各上場会社において判断する」としておりますが、東京証券取引所では決算短信に一本化されることを踏まえて、レビューが完了した時点と判断することでも差し支えないとしています。（本作成要領等 第1・第3四半期決算短信の開示時期についてより）なお、任意レビューの場合でレビューが完了する前に開示を行う場合は、レビュー完了後に改めてレビュー報告書を添付した第1・第3四半期決算短信の開示が必要となるので注意が必要です。この場合は、レビューが完了する前の第1回目の開示におけるサマリー情報の特記事項において、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した第1・第3四半期決算短信の開示を行う旨及び開示予定日の記載が必要となります。（本作成要領等 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項より）

以上